

万博推進局の議会出席について

◇府・市の議会日程が重なった場合の対応〔局長、理事(府)、理事(市)〕

●局長は、次の順で出席することとし、各会議等への対応については、下記の具体例のとおりとする。

①市会本会議、②府議会本会議、③市会委員会、④府議会委員会

≪具体例≫

【本会議】

(1) 府議会 本会議 と 市会 本会議 が重なった場合

○局長は、市会本会議に出席(府議会本会議は欠席扱い)

○府議会本会議において、答弁が必要な場合は、理事(府)が行う。

(2) 府議会 本会議 と 市会 委員会 が重なった場合

○局長は、府議会本会議に出席

○市会委員会は、理事(市)以下の職員で対応

【委員会】

(1) 府議会 委員会 と 市会 本会議が重なった場合

○局長は、市会本会議に出席

○府議会委員会は、理事(府)以下の府職員で対応

(2) 府議会 委員会 と 市会 委員会が重なった場合

○局長は、市会委員会に出席

○府議会委員会は、理事(府)以下の府職員で対応